



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

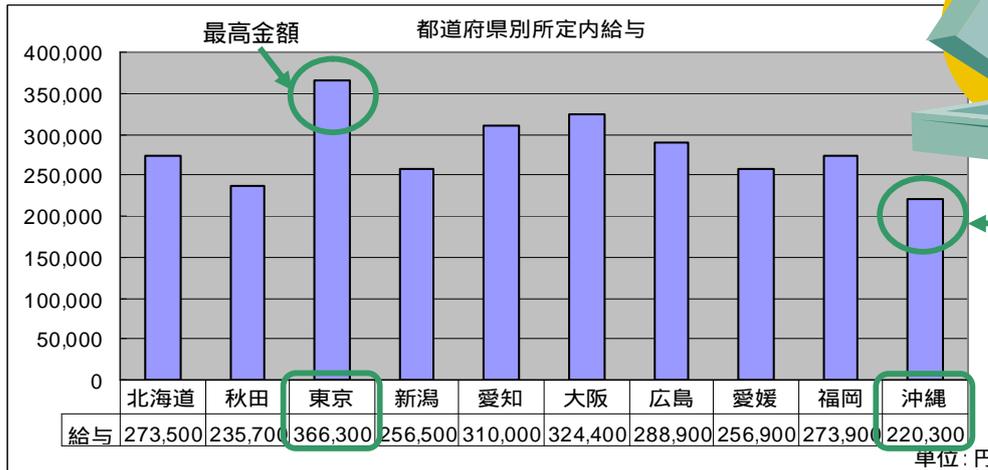
担当: 花村

地域別所定内給与と生計費の実態

～地域によって賃金にどれくらい差があるのか？ 賃金と生計費の関係は？～

今回は、所定内給与と生計費についてご案内いたします。地域によって賃金にどの程度の差があるのか、生計費と賃金水準の関係性について統計資料を元に見ていきます。

賃金額の違い

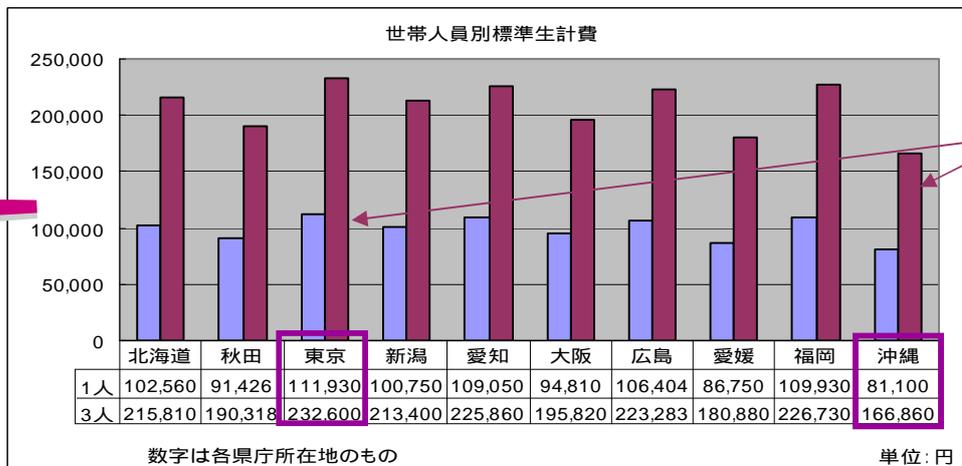


全国平均の所定内給与額 299,100 円
(勤続 11.6 年、年齢 40.9 歳)

平均を超えるのは東京、神奈川、千葉、茨城、愛知、大阪、奈良の7都府県

資料出所: 平成20年「賃金構造基本統計調査」

生計費の違い



資料出所: 各都道府県人事委員会 「職員の給与等に関する報告および勧告(平成20年)」



最低金額

最大で約4割の地域差

生計費の差に賃金額の差が影響している

約4割の差

全国平均の標準生計費

1人世帯 99,730 円
3人世帯 208,090 円



注目!!
協会けんぽの健康保険料率が変わります
平成21年9月分から(10月徴収分から)

現行: 全国一律の 8.2%
東京: 8.18%
茨城: 8.18%

改正後: 都道府県毎の保険料率(8.15 ~ 8.26%)
神奈川: 8.19%
栃木: 8.18%

埼玉: 8.17%
千葉: 8.17%
群馬: 8.17%

詳細はこちら

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,12390,131.html>